

## 令和2年度森林吸収源インベントリ情報整備事業 全体説明会

開催日時:2020年5月12日(火)13:30～16:00

方法:ウェブ会議システム(Adobe Connect)

参加者(森林総研):平井・相澤・石塚・古澤・川西・酒井(寿)・山田・小林・森貞・橋本(昌)・坂下・釣田・今村・執行[立地環境研究領域]、橋本(徹)・梅村[北海道支所]、野口・小野[東北支所]、岡本[関西支所]、稲垣(昌)[四国支所]、酒井(佳)[九州支所]

参加者(受託者):杉浦・川尻・菊池[(株)セ・プラン]、藏重・高野[(株)宮城環境保全研究所]、江田・池田[ソシオエンジニアリング(株)]、渡辺・北井・長田・麓[(株)一成]、内田・中園・上田・江崎・中川[(株)九州自然環境研究所]、藤田・清水・小田倉・木村[クリタ分析センター(株)]

参加者(林野庁森林整備部森林利用課):魚住・羽田

### スケジュール

13:30 開会

13:35～ 講義

- I 令和2年度実施計画(平井)
- II 事業実施に関する準備と実行(相澤)
- III 調査方法の注意点(石塚)
- IV 野帳様式と入力フォームの注意点(川西)
- V 試料調整と分析(古澤)
- VI データの品質管理と成果の提出(相澤)

15:20～ 全体質疑

15:30 閉会

### 概要

試料収集分析業務に関わる業者を対象に、調査方法、データ提出方法等、今年度のインベントリ事業の進め方を説明した。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う非常事態宣言が全国に発令されていたため、感染予防のため、農林水産研究情報センターのWeb会議システム(Adobe Connect)で開催した。

今年度は新型コロナウイルス対策に関連して事業実施上の対応が想定されたため、事前に受託者の質問を集約して林野庁に連絡した。林野庁魚住課長補佐の挨拶の後、羽田調査分析係長が事前の質問に回答した。林野庁から事業者への到達経路情報、所有者情報、法令制限情報の提供は、都道府県・森林管理局等への事業実施協力依頼文書の発送とともに翌週の初め(5月18日)を目処に準備しているとの説明があった。現在、緊急事態宣言が全国に出され、都道府県を跨ぐ不要不急の外出自粛要請が出ているが、土地所有者への調査同意取得は進めて良い、ただし調査時要請が継続されている場合には当該市町村に確認の上、移動に伴う来訪許可が得ら

れない場合、調査の不実施となってもやむを得ないとの回答があった。ただし国有林の場合は、県を跨ぐ入林も可能という回答を得ているとの説明があった。また、緊急事態宣言の発出状況等により事業実行が困難な場合でも契約期限の延長はできないとの回答があった。

続いて議題に沿って実施計画、野外調査、データ入力、試料調整・分析、データの品質管理と提出について重点的な注意事項を中心に解説し、質疑応答を行った。今年度の実施計画は昨年度と同様で、森林総研は調査法指導、精度管理と枯死木検証調査を行うことを説明した。

事業実施に関する準備と実行では、調査の準備段階で到達経路情報がない場合、計画格子点を目指しても到達困難であること、情報不備の場合は森林総研に相談することでデータ提供が可能になる場合があることを説明した。

野外調査方法に関しては、昨年度の仮提出データ点検で注意が必要と考えられた枯死木調査対象外の判別、大円半径の設定、ブロック採取時の設定範囲、堆積有機物層と鉍質土層の境界判定、仮杭の設定方法について重点的に説明した。

野帳様式と入力フォームの注意点について、昨年度は野帳様式 A3 のラインインターセクト法による倒木調査で、例外的処置を記入する際に番号が順に並んでおらず集計できないケースがあったので具体例を出して正しく記載するよう依頼した。

試料調整と分析は例年通りで変更点はないが森林土壌インベントリ方法書第 3 期改訂版(2) 試料分析をよく読んでから作業を開始し正確かつ丁寧に進めてほしいと説明した。特に試料リストとの照合の際に試料の取り違えがないよう念入りに確認することと、試料の流れについて手順をよく確認することを伝えた。

今年度の現地講習会について、現在は新型コロナウイルス感染症対策で全国に非常事態宣言が発令されており、つくばから各ブロックに講師を派遣することが難しいため、各ブロックを担当する支所主体に実施準備をするように説明した。

質疑応答では、平成 30(2018)年のマニュアル改訂時に「厚さ 1cm 未満の H 層は鉍質土層に含めて採取する」という記述が削除された理由について質問があり、0-5cm 深度の試料への堆積有機物の混入を避けるため、第三期 3 年目以降は堆積有機物層と鉍質土層の境界判定を重視したことに伴い、この方針と矛盾する記述を削除したと回答した。

野外調査方法の資料 P.41、42 で円周杭が正規の位置にない場合の土壌炭素蓄積量調査地点の設定方法について質問があり、森林生態系多様性基礎調査への影響を避けるため、現存する杭を基準に設定すると中円より内側の範囲を攪乱する恐れのある場合は、正規の位置に設定した仮杭を基準にすると回答した。

野外調査方法の資料 P.42 で杭の位置が正規の場所でない場合の対応方法として円周杭がない場合は仮杭を設置するとあるが、仮杭の設置は森林生態系多様性基礎調査に沿って設置するのか正規の位置に設置するのかという質問があり、正規の方法に従って設置する、すなわち、森林生態系多様性基礎調査野帳に書かれている大円の半径の斜距離を中心杭から巻尺で引っ張り設置すると回答した。また、枯死木調査でマニュアルでは対応できない複雑な形の根株が出現する

ことがあったので、業者間での情報共有のためにも、対応をまとめた事例集を作成してほしいとの要望があった。

今年度は今期最終年度になるため、既に受託者は経験を積み重ね調査・分析に習熟してきているが、今回の説明と質疑を通して改めて調査の要点と実施率向上のための取り組みが確認でき、事業実施に向けて有効であったと考えられる。